【土地の名称変更証明及び住居表示実施証明等一覧】

昭和29年4月5日	町制施行
	実施前 東京都北多摩郡清瀬村
	実施後 東京都北多摩郡清瀬町
昭和39年4月1日	住居表示に関する法律第3条第1項及び2項の規定
(付定関係は建設課)	実施地域 松山・竹丘・梅園
	実施前 東京都北多摩郡清瀬町 〇 〇 番地
	実施後 東京都北多摩郡清瀬町 〇 丁目 〇 番 〇 号
昭和40年11月1日	住居表示に関する法律第3条第1項及び2項の規定
(付定関係は建設課)	
	実施前 東京都北多摩郡清瀬町 〇 〇 番地
	実施後 東京都北多摩郡清瀬町 〇 丁目 〇 番 〇 号
	大吧饭 宋尔即北夕季即侍被"J 〇 J 口 〇 宙 〇 万
昭和42年9月1日	地方自治法第260条第1項の規定
	実施地域 下宿の一部 (現柳瀬川とおり南側)
	実施前 東京都北多摩郡清瀬町下宿 〇 〇 番地
	実施後 東京都北多摩郡清瀬町旭が丘 〇 丁目 〇 番地
昭和42年9月1日	住居表示に関する法律第3条第1項及び2項の規定
(付定関係は建設課)	実施地域 旭が丘二・五丁目
	実施前 東京都北多摩郡清瀬町旭が丘 〇 丁目 〇 番地
	実施後 東京都北多摩郡清瀬町旭が丘 ○ 丁目○番○号
	大旭俊 朱尔仰礼多季仰倩枫叫旭····································
昭和45年7月1日	地方自治法第260条第1項の規定
	実施地域 中清戸・下清戸・中里・野塩・下宿
	実施前 東京都北多摩郡清瀬町 〇 〇 番地
	実施後 東京都北多摩郡清瀬町 ○ 丁目 ○ ○ 番地
昭和45年10月1日	市制施行 地方自治法第8条第3項の規定
	実施前 東京都北多摩郡清瀬町
	実施後 東京都 清瀬市